

未払賃金の立替払制度のご案内

未払賃金の立替払制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う制度です。

立替払をしたときは、独立行政法人労働者健康福祉機構が、立替払金に相当する額について立替払を受けた労働者の賃金請求権を代位取得し、事業主等に求償します。

独立行政法人 労働者健康福祉機構

賃金援護部 企画室立替払相談コーナー

〒 212 - 0013

神奈川県川崎市幸区堀川町 580 番地 ソリッドスクエア東館 17 階

電話番号 044 (556) 9881・9813

URL <http://www.rofuku.go.jp>

I 立替払を受けることができる人とは

立替払を受けることができる人とは、次の要件に該当する人です。

- 1 * **労災保険の適用事業場**で1年以上にわたって事業活動を行ってきた企業（法人、個人を問いません。）に* **労働者**として雇用されてきて、企業の* **倒産**に伴い* **一定の期間内**に退職し、未払賃金が2万円以上残っている人であること。

※ **労災保険の適用事業とは**

労災保険の適用事業とは、労災保険法の規定が適用される事業をいい、現在では、いわゆる強制適用事業として、農林水産業の一部を除き、労働者を一人以上使用する事業であればすべてこれに該当することとなっています。

なお、労災保険加入の有無、保険料納付の有無は問いません。

※ **労働者とは**

倒産した企業に雇用され、労働の対償として賃金の支払を受けていた人をいい、代表権又は業務執行権を有する会社役員は対象にはなりません。

※ **倒産とは**

立替払制度の対象となる「倒産」とは、労働者自身が勤めていた企業が次のいずれかに該当することとなった場合をいいます。

- (1) 事業主が、破産手続の開始、特別清算の開始、再生手続の開始、又は更生手続の開始についての申立を行い、裁判所がそれについて開始の決定又は命令を行った場合（以下、「破産等」といいます。）
- (2) 中小企業で破産等の手続はとっていないが、労働者の申請に基づき①事実上事業活動が停止し、②再開する見込みがなく、③賃金の支払能力がないことについて労働基準監督署長が認定した場合（以下「事実上の倒産」といいます。）

(注)

① 事業活動の停止とは

事業場が閉鎖され、労働者全員が解雇されるなどにより、その事業本来の事業活動が停止した場合をいいます。

したがって、事業廃止のために必要な清算活動を行っているに過ぎない場合は、これに該当しますが、事業規模を縮小しても、その事業本来の事業活動を継続している場合は、これに該当しません。

② 再開の見込みがない場合とは
一般的には、事業主が再開の意図を放棄し、又は清算活動に入るなどにより再開する見込みがなくなった場合をいいます。

③ 賃金の支払能力がない場合とは
一般的には、事業主に賃金の支払に充てることのできる資産がなく、かつ、資金借入れその他によっても賃金支払の見込みがない場合をいい、単に、負債額が資産額を上回る、いわゆる債務超過の状態にあることのみでは、これに該当しません。

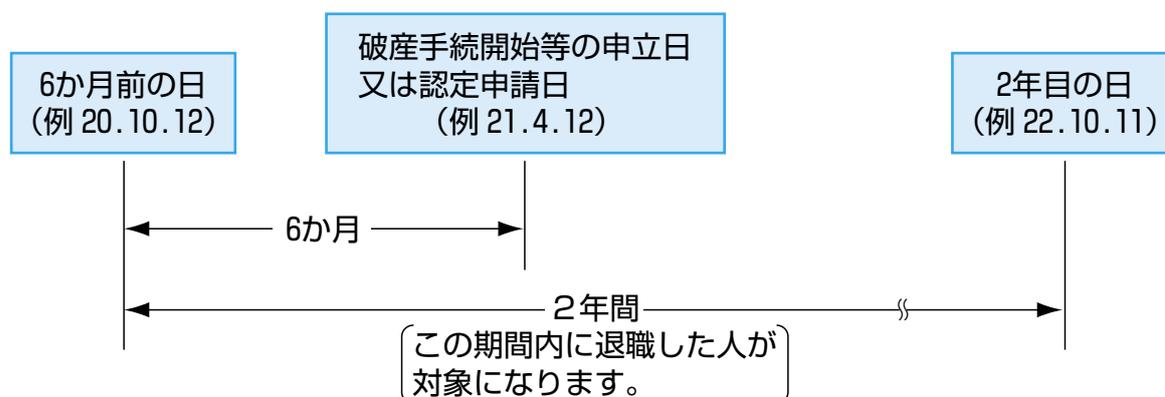
● 中小企業事業主とは

中小企業事業主とは、事業活動に著しい支障を生ずる前（概ね1年前）において次のいずれか一方の要件を満たす事業主をいいます。

業 種	常時使用する労働者数又は資本金の額
一般産業	300人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
サービス業	100人以下又は5千万円以下
小売業（飲食業等含む）	50人以下又は5千万円以下

※ 一定の期間内に退職した人とは

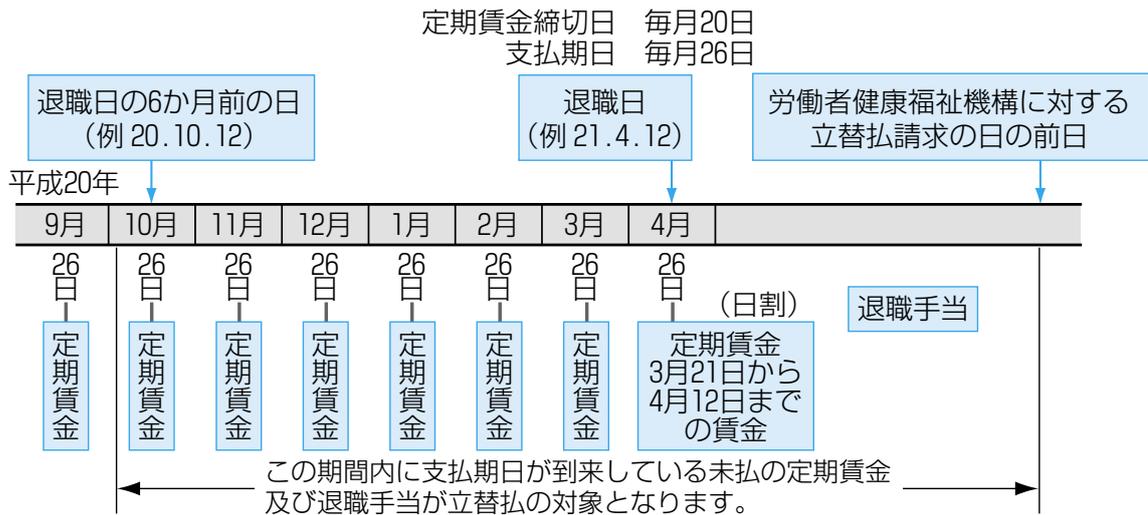
一定の期間内に退職した人とは、裁判所に対する破産等の申立日又は労働基準監督署長に対する倒産の事実についての認定申請日の6か月前の日から2年間に当該企業を退職した人であること。



Ⅱ 立替払の対象となる未払賃金とは

立替払の対象となる未払賃金は、退職日の6か月前の日から独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」といいます。）に対する立替払請求の日の前日までに支払期日が到来している*「定期賃金」と*「退職手当」で未払となっているものです。

〔参考〕 立替払の対象となる「未払賃金」の例（6か月間未払のケース）



※ 定期賃金

労働基準法第24条第2項に規定する、毎月、一定期日に、きまって支払われる賃金（例えば、基本給、家族手当、通勤手当、役付手当、住宅手当、時間外手当等）をいい、税金、社会保険料など法定控除額を控除する前の額となります。

なお、そもそも賃金ではないもの（例えば、慰労金、祝金名目の恩恵的又は福利厚生上の給付、実費弁償としての旅費、用品代、解雇予告手当、賃金の遅延利息等）や賞与、臨時の賃金等は対象にはなりません。

また、月給制（欠勤しても賃金が減額されない完全月給制を含む）の場合も、賃金計算期の途中で退職した場合には、出勤日数に応じて日割した額が立替払の対象となる未払賃金となります。

●日割計算の方法

日割計算の方法については、就業規則等で具体的に定められている場合はそれに基づき計算しますが、そうでない場合には、出勤日数に応じて計算することになります。

当月の月給分の未払賃金額 = 月給額(基本給や諸手当のように月毎に定額で支払われるもの) × 実労働日数 ÷ 所定労働日数

なお、月によって所定労働日数が異なる場合は、年間の所定労働日数を12月で除した平均所定労働日数を用います。(通勤手当も日割の対象となります。)

※ 退職手当

退職手当規程等に基づいて支給される退職手当をいいます。

Ⅲ 立替払される額は

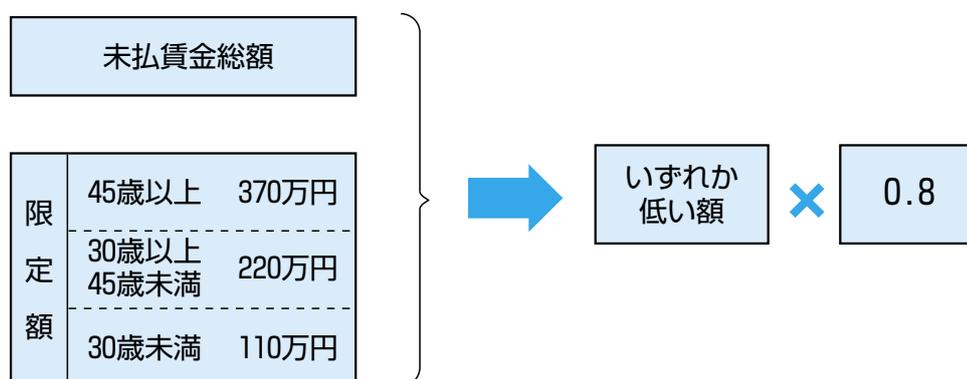
立替払の実際の金額は、「未払賃金の総額」の100分の80の額です。

ただし、未払賃金総額には、*退職日の年齢による限度額があり、未払賃金総額が限度額を超えた場合は、立替払の上限額となります。

また、事業主の債権に基づき当該賃金から控除が予定されているもの、例えば、社宅料、物品購入代金、貸付金返済金等については未払賃金総額から控除されます。

未払賃金総額の限度額

退職日の年齢	未払賃金総額の限度額	立替払の上限額（限度額の8割）
45歳以上	370万円	296万円
30歳以上 45歳未満	220万円	176万円
30歳未満	110万円	88万円



例1 退職時の年齢 32 歳、未払賃金総額 170 万円（定期賃金 50 万円、退職手当 120 万円）の場合

未払賃金総額が 170 万円で、30 歳以上 45 歳未満の限度額 220 万を超えていないので、立替払額 = 170 万円 × 0.8 = 136 万円となります。

例2 退職時の年齢 48 歳、未払賃金総額 470 万円（定期賃金 150 万円、退職手当 320 万円）の場合

未払賃金総額が 470 万円で、45 歳以上の限度額 370 万を超えているので、立替払額は、立替払の上限額 296 万円となります。

Ⅳ 立替払の請求手続は

立替払を受けるためには、次の手続が必要となります。

この手続は、「破産等」の場合と「事実上の倒産」の場合とでは異なりますので注意してください。

請求手続に必要な用紙等は、各労働基準監督署に備え付けられています。また、「破産等」の場合に必要な用紙（未払賃金の立替払請求書・証明書）は機構のホームページからもダウンロードできます。

1 破産等の場合の手続

- (1) 破産等の区分に応じて次に掲げる「証明者」又は裁判所から未払賃金総額等を証明した「証明書」の交付を受けてください。（**労働者自身が証明書を作成して請求することはできません。**）

倒産区分別証明者一覧

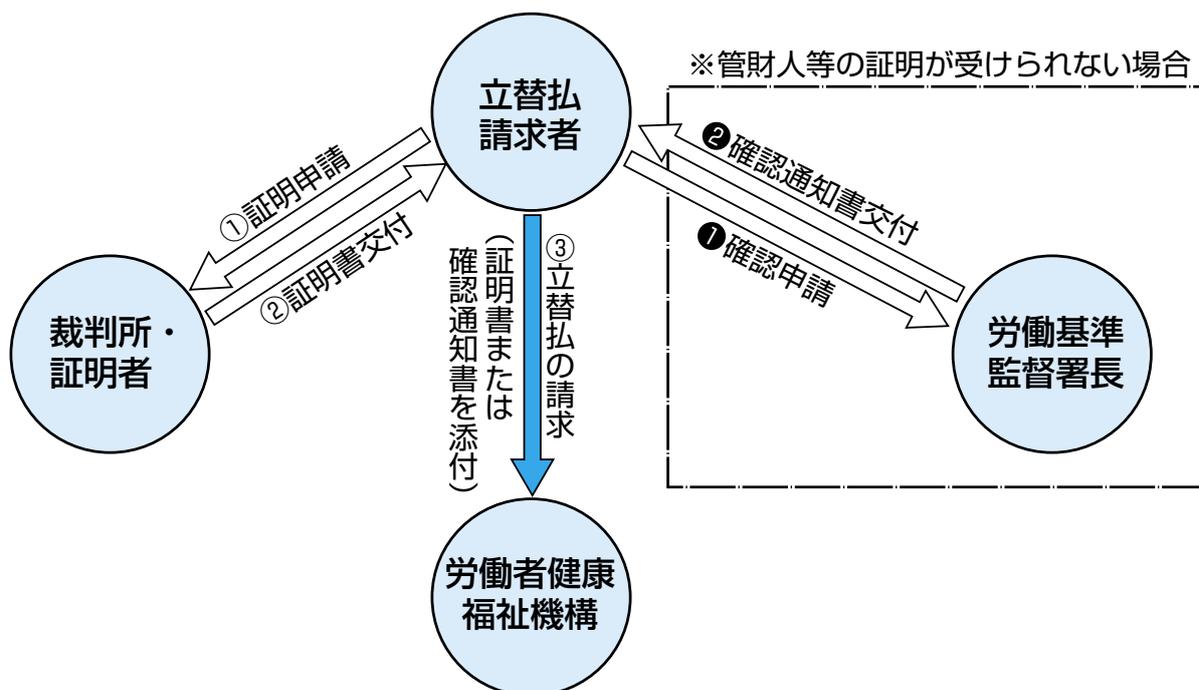
倒産の区分	証明者
破産、会社更生の場合	管財人
特別清算の場合	清算人
民事再生の場合	再生債務者（管財人が選任されている場合は管財人）

証明者から立替払請求に必要な事項の全部又は一部について証明が得られない場合、その内容によっては、労働基準監督署長の確認を受けることができる場合があります。手続は「事実上の倒産の場合」の確認手続に準じますが、その詳細については、労働基準監督署に相談してください。

なお、この場合、証明者から交付された証明書等を持参して労働基準監督署に相談してください。

- (2) 未払賃金の額等について証明者から証明書が交付されたら、「未払賃金の立替払請求書」（以下「請求書」といいます。）に請求者の氏名及び住所、立替払請求金額、立替払金振込先金融機関等必要事項を記入するとともに、*「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」（以下「退職所得申告書」といいます。）に必要事項を記入し、証明書と切り離さないで機構に提出してください。

なお、請求書、退職所得申告書の記入に当たっては、別のパンフレット（「未払賃金の立替払請求書」、「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」の記入と提出）、または、機構のホームページの「立替払請求書・退職所得申告書の記入ナビ」を参照ください。



※ 「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」

労働者が未払賃金立替払制度により支給を受けた額は、定期賃金分、退職手当分を問わず原則としてすべて退職所得（租税特別措置法第29条の6）とされ、退職所得控除が認められているので、必ず退職所得申告書に必要事項を記入して提出しなければなりません。申告することで退職所得控除が認められ、多くの場合非課税となり、税法上有利となります。**記入がない場合は支給金額の20%相当額を源泉徴収することになります。**

なお、退職した年又は退職した年の前年4年間に信託銀行、勤労者退職金共済機構等から退職手当の支給を受けた場合は、「請求書」の下欄の「退職所得申告書」によって申告することはできません。この場合は、税務署に備えてある正規の「退職所得申告書」に記入押印のうえ、信託銀行等が交付した「退職所得の源泉徴収票」を添付して「請求書」と一緒に提出してください。

2 事実上の倒産の場合の手続

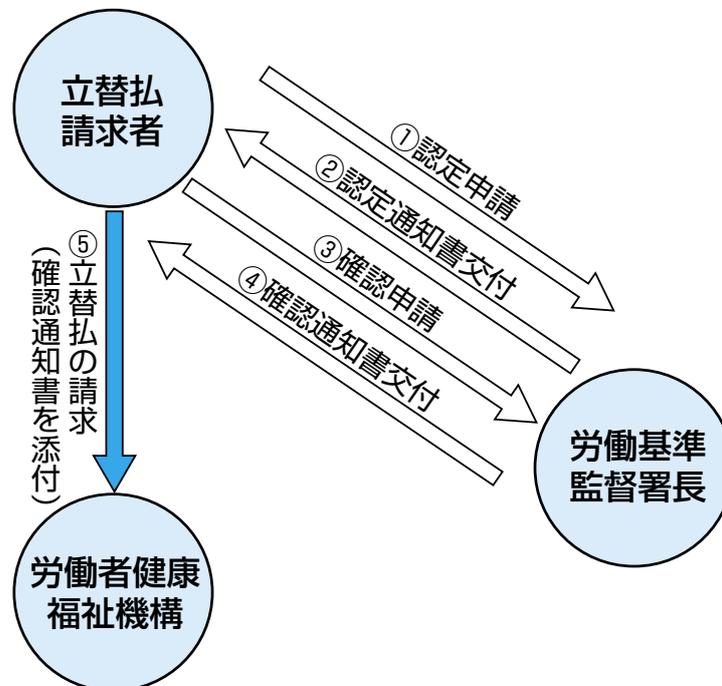
- (1) 事実上の倒産の場合には、まず、企業の事業活動が停止し、再開の見込みがなく、賃金の支払能力がないことについて労働基準監督署長の認定を受けなければなりません。
また、事実上の倒産に係る認定の申請は、退職日の翌日から起算して6か月以内に行わなければなりません。6か月を経過すると未払賃金があっても立替払を受けられなくなります。
- (2) 認定の申請をしようとする場合は、認定申請書を退職事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」といいます。）を経由して、その事業主の住所地（いわゆる本社の所在地）を管轄する労働基準監督署長に提出します。

(申請書には、事業主の事業活動の状況等に関する事項を明らかにする資料があれば添付してください。)

なお、事実上の倒産にかかる認定の申請は、1人の退職労働者が行えば足り、立替払を受けようとする者すべてが行う必要はありません。事実上の倒産の認定がなされた場合にはすべての退職労働者に効力が及ぶこととなります。

- (3) 労働基準監督署長は、認定又は不認定の決定を行い、その内容を明らかにした通知書を申請者に交付します。
- (4) 労働基準監督署長から認定通知書が交付されたら、次に未払賃金の立替払を受けようとする労働者ごとに、未払賃金総額等について所轄労働基準監督署長に確認申請書を提出し、確認を受けます。確認申請書の提出に当たっても未払賃金額等を証明する資料があれば添付してください。
- (5) 未払賃金額等について所轄労働基準監督署長から確認通知書が交付されたら「請求書」及び「退職所得申告書」に必要事項を記入して確認通知書を切り離さず機構に送付してください。

なお、退職所得申告書については、1の破産等の場合の手続の※印に記載した内容と同じです。



3 その他の手続

(1) 請求人の氏名、住所、振込先金融機関を変更した場合の手続

既に機構に提出した請求書に記入した氏名、住所、金融機関の支店名、口座番号等を変更した場合は速やかに機構に文書で届け出てください。(電話、メールでは受け付けません。)

変更届については、特に様式が定まってはいませんが、機構のホームページに変更届を掲載しておりますので利用してください。

また、機構のホームページからもダウンロードできます。

なお、婚姻等に伴う氏名の変更についても上記に準じますが、この場合には、本人確認のため戸籍謄本又は戸籍抄本を添付してください。

(2) 退職労働者が死亡した場合の手続

退職労働者が死亡した場合には死亡した労働者の相続人が立替払の請求人となります。従って立替払の請求書の請求人欄、振込先金融機関欄には相続人の氏名、生年月日、住所、振込先金融機関名等を記入してください。この場合は、退職所得申告書の記入の必要はありません。

また、相続人が複数いる場合には代表者を選任して代表者が請求手続を行ってください。代表者選任届の用紙は労働基準監督署にあります。機構のホームページからもダウンロードできます。

なお、代表者選任届のほかに次の書類が必要となります。

- ① 退職労働者の死亡が明らかとなる書類 (死亡診断書の写等)
- ② 相続人であることが明らかとなる書類 (戸籍謄本等)

(3) 海外送金を希望する場合の手続

海外送金を希望する場合は、「海外送金申請書」が必要です。「海外送金申請書」に必要事項を英語で記入し本人確認ができる書類(外国人登録証又はパスポートの写)及び送金先銀行の通帳の写(通帳がない場合は、口座を開設したことを証明する書類)を添付して機構に提出してください。

海外送金の場合には、送金手数料等が別途かかります。

海外送金について不明な点等がありましたら機構にご相談ください。

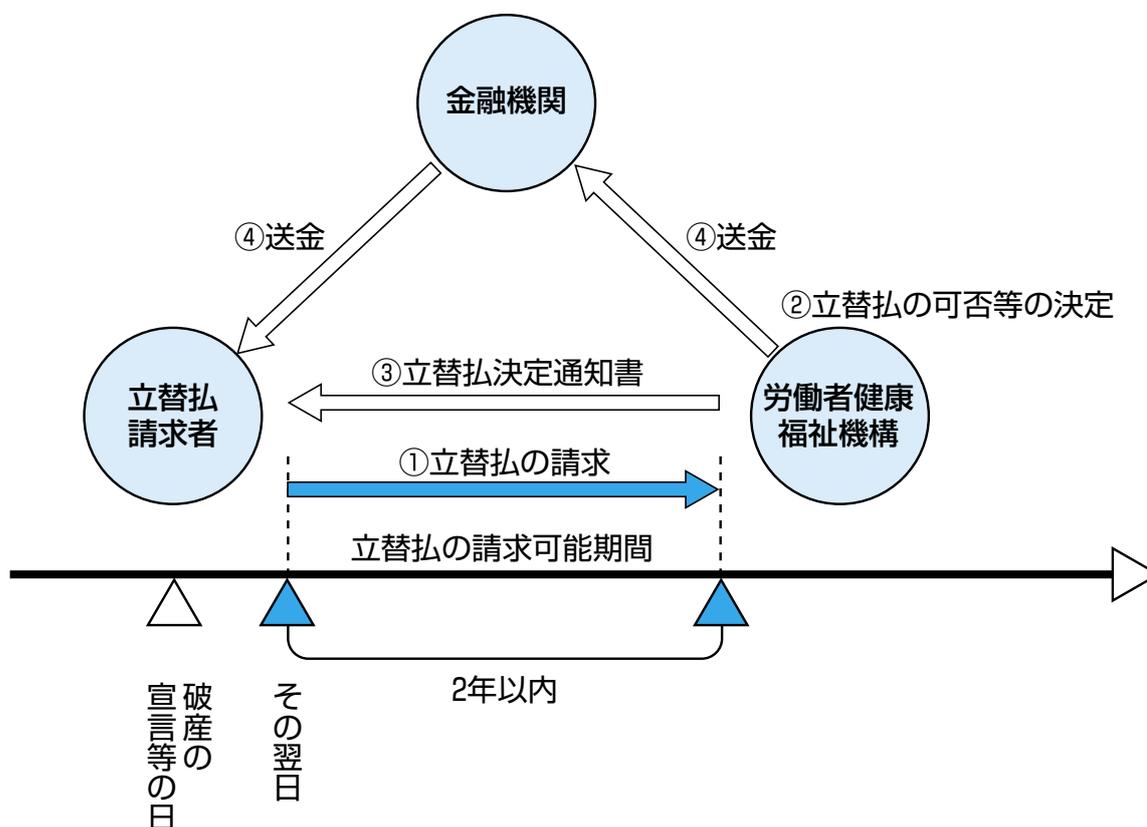
V 立替払の請求ができる期間と支払

立替払の請求ができる期間は次のとおりです。**期間を過ぎてしまうと立替払を受けることができなくなりますので注意してください。**

機構は、提出された立替払の請求書を審査し、立替払の可否及び立替払の額について決定を行い、その内容を明らかにした立替払決定通知書（退職所得に関する源泉徴収票を含みます。）を請求人に交付し、請求人が指定した金融機関に振り込みます。

倒産区分		立替払の請求ができる期間
破産等	破産	破産手続開始の決定日の翌日から2年以内
	特別清算	特別清算開始の命令日の翌日から2年以内
	民事再生	再生手続開始の決定日の翌日から2年以内
	会社更生	更生手続開始の決定日の翌日から2年以内
事実上の倒産		労働基準監督署長による認定日の翌日から2年以内

(例) 破産手続開始等の決定の日又は労働基準監督署長の倒産の認定の日が平成21年8月10日であるとすると、請求書はその翌日の平成21年8月11日から平成23年8月10日までに機構に到着しなければなりません。



Ⅵ 立替払金の求償

立替払を行ったときは、機構は、民法第 499 条第 1 項の規定により、立替払金に相当する金額について立替払を受けた労働者の承諾を得て賃金請求権を代位取得することになります。

代位取得した賃金請求権については、国の債権の管理等に関する法律に準ずるなどして次のとおり行使することとしています。

1 法律上の倒産の場合

(1) 破産・会社更生の場合

ア) 破産管財人又は管財人の対する賃金債権の代位取得通知

イ) 裁判所に対して、債権の届出又は名義変更届出を送付し裁判手続に参加

(2) 民事再生・特別清算の場合

ア) 再生債務者又は清算人に対する賃金債権の代位取得通知及び弁済請求

イ) 債務承認書及び弁済計画書の提出依頼

2 事実上の倒産の場合

ア) 事業主に対して、立替払の代位取得を通知

イ) 債務承認書及び弁済計画書の提出依頼

なお、当機構が代位取得した賃金請求権と労働者の賃金請求権は、その性質において同一ですので、弁済の際、弁済額が債権額に満たない場合は、それぞれの債権額に応じ按分による弁済となります。

Ⅶ 不正受給者に対する処分

偽りその他不正の行為により立替払金を得た場合、また、事業主が不正に加担し、偽りの報告又は証明をしたため立替払金が支払われた場合には、それらの行為により立替払金を得た者、それに加担した者に対して刑事告発を行うこととなります。(刑法第 246 条参照)

このほか、偽りその他不正の行為により立替払金を得た者、また、それに加担した事業主については、国から、支払われた金額の返還及びそれに相当する金額の納付が命じられることとなります。

○刑法（明治 40 年法律第 45 号）

第 246 条 人を欺いて財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。

労働者健康福祉機構 案内図

